

第 6 章 大規模事故等災害応急対策計画

第1節 放射性物質事故応急対策計画

● 計画の方針

特定事象等について原子力事業者から連絡があった場合の対応及び原災法第15条の規定に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合（本県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む）は緊急事態への応急対策を行う。これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応する。

第1 活動体制

町は、県より特定事象発生の通報等又は内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言等各段階における活動体制をとり、防災対策にあたるものとする。

1. 警戒体制

町は、県より特定事象発生の通報等を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう警戒体制をとる。

2. 災害対策本部

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、県及び防災関係機関等より情報収集を行い、必要に応じて町長を本部長とする災害対策本部を設置し、応急対策活動を行う。

また、原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、もしくは本部長（町長）が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなったと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

災害対策本部の所掌事務は「第3章災害応急対策計画（震災対策編）第1節災害応急活動体制」に定める内容に準ずる。

第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

町及び県は、千葉県への影響が懸念される場合に早い段階からの注意喚起を行うとともに、千葉県に対して原災法第15条の規定に基づく指示があった場合には、屋内退避等が必要かどうかについて、以下の方法で住民に対して情報を提供することとする。

- (1) 報道機関を通じてラジオ・テレビや新聞などの報道や臨時のFM放送
- (2) 警察署での情報提供や必要に応じてパトロールカーによる巡回、広報活動
- (3) 消防機関の広報車等による広報活動
- (4) 防災行政無線、インターネット、緊急速報メール、広報車、広報むつざわ、等の活用
- (5) 小中学校については、町教育委員会を通じて連絡を行うこと

(6) また必要に応じ、各防災機関や電気・ガス・通信事業者に対して住民への適切な呼びかけを依頼
 なお、情報提供にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦その他の災害時要援護者
 に十分配慮するものとする。屋内退避、避難誘導に当たっては、関係市町村に協力し、適切な情報の
 提供に努める。

■ 屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量 (単位: mSv)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ避難すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

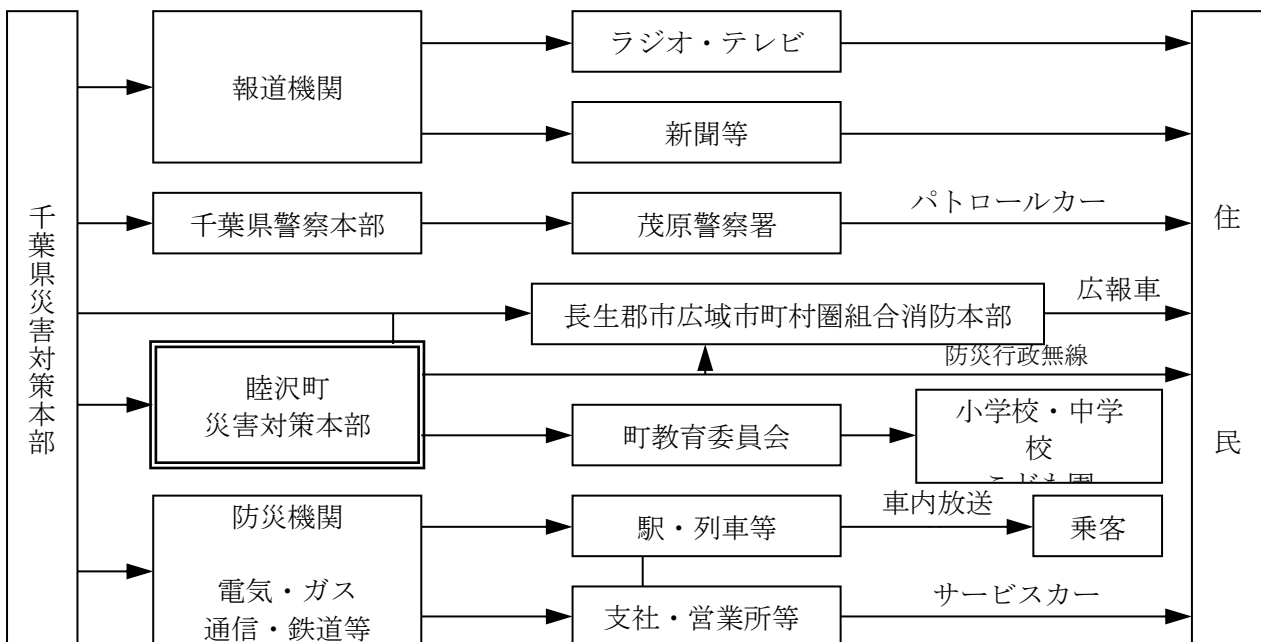
注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。

2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋内に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

資料：「原子力施設等の防災対策について」（平成20年3月一部改訂、原子力安全委員会）より

■ 住民への情報伝達フロー



第3 モニタリングの強化及び対応

県は、原子力発電所における事故の覚知以降、平常時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切替えるため、町は、県の行うモニタリングについて協力し、随時モニタリング情報の提供を受ける。

1. 緊急時におけるモニタリング体制

(1) モニタリングの強化

県は、原子力発電所における事故を覚知した場合は、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

(2) 放射能濃度の測定・放射性物質の検査

県は、県災害対策本部のもとで、国の指示等を踏まえながら、空間放射線量や環境試料の測定、食品・水道水中の放射性物質の検査を行う。町は、県が実施するモニタリングに協力するものとする。

2. 環境モニタリングの結果の公表

県は、緊急時におけるモニタリングの結果については、その都度、報道機関にプレスリリースを行うとともに、県のホームページにより公表を行う。町は、県より随時モニタリング情報の提供を受け、住民に対しホームページ、広報むつざわ等により公表・周知を図る。

第4 飲料水、飲食物の摂取制限等

1. 基準値超過食品の流通防止措置

(1) 県が行う県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生法で定める基準値（以下「基準値」という。）を超えた場合は、町は県と協力して、当該食品の廃棄・回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講ずる。

(2) 県が行う緊急時におけるモニタリングの結果、県産農林産物等の放射性物質濃度が、基準値を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、町は県と協力して、国の指導・助言・指示等に基づき、汚染県産農林産物等の採取、出荷制限等必要な措置を講ずる。

2. 水道水の摂取制限等の措置

県が行う水道水の放射性物質検査の結果、当該水道水に含まれる放射性物質が水道事業者等の管理目標値を超えた場合は、町は、超過原因の究明、再検査の実施、水道利用者への周知等を実施する。また、超過が継続すると見込まれる場合は、他の水源への振替、摂取制限等を実施するとともに、住民に対しホームページ、広報むつざわ等により公表・周知を図る。

■ 飲料水、飲食物摂取制限に関する指標

対象	放射性ヨウ素 (I-131)	放射性セシウム	ウラン	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 (^{238}Pu 、 ^{239}Pu 、 ^{240}Pu 、 ^{242}Pu 、 ^{241}Am 、 ^{242}Cm 、 ^{243}Cm 、 ^{244}Cm の放射能濃度の合計)
飲料水	$3 \times 10^2 \text{ Bq} / \text{k}$	$2 \times 10^2 \text{ Bq} / \text{k}$	$20 \text{ Bq} / \text{kg}$ 以上	$1 \text{ Bq} / \text{kg}$ 以上
牛乳・乳製品				
野菜類	$2 \times 10^3 \text{ Bq} / \text{kg}$ 以上 (根菜、芋類を除く。)	$5 \times 10^2 \text{ Bq} / \text{kg}$ 以上	$1 \times 10^2 \text{ Bq} / \text{kg}$ 以上	$10 \text{ Bq} / \text{kg}$ 以上
穀類	/			
肉・卵・魚・その他				

※ 乳児用として市販される食品の摂取制限の指標としては、ウランについては、 $20 \text{ Bq} / \text{kg}$ を、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種については、 $1 \text{ Bq} / \text{kg}$ を適用する。ただし、この基準は、調理され食事に供される形のものに適用する。

3. 飲料水及び飲食物の供給

県は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を町に指示した時は町と協力して関係住民への応急措置を講ずる。

第5 救急・救助及び緊急被ばく医療活動

町は、必要に応じて、医療救護所を設置し、県の実施する避難者の健康相談、身体汚染検査及び除染等に協力する。

第6 住民等への的確な情報伝達活動

1. 住民等への情報伝達活動

町は、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。さらに、国や県、原子力事業者と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。また、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く住民に向けて提供し、原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

2. 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、緊急時には県と連携し、必要に応じ、相談窓口の設置など速やかに住民等からの問い合わせに対応する。また、住民等のニーズを見極め、収集・整理を行うとともに、情報伝達活動との連携を図る。

第2節 大規模火災応急対策計画

● 計画の方針

町は、町内に大規模な火災災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として災害対策本部を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに町内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

第1 実施体制

- (1) 町は状況に応じ、また町長が必要と認めた場合は、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (2) 町は、県及び関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

第2 情報収集・伝達体制

町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

第3 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、「第3章災害応急対策計画（震災対策編）第1節災害応急活動体制」に定めるところによる。大規模災害時の災害救助法の適用については、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号により、住家に被害が生じた場合のほか、第4号により直接多数の者の生命、身体に危害を及ぼす事故が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定や社会秩序のためにも迅速な救助の実施が求められる場合である。

第4 消防活動

- (1) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 町は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。
- (3) 他市町村において災害が発生した場合は、応援要請や相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第5 救助・救急計画

- (1) 町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県を通して国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 町は県と連携し、必要に応じ、民間から協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保

し効率的な救助・救急活動を行う。

- (3) 医療機関は、負傷者に対して医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

第6 避難計画

- (1) 災害発生時には、町及び県警察等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- (3) 町は、必要に応じて避難場所を開設する。

第7 救援・救護計画

食料・飲料水・生活必需品等供給計画については、「第3章災害応急対策計画（震災対策編）第5節被災者生活支援」、医療救護計画については、「第3章災害応急対策計画（震災対策編）第4節被害軽減対策」に定めるところによる。

第3節 林野火災応急対策計画

● 計画の方針

町は、林野火災が発生した場合、関係機関や自主防災組織等と連携し、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行うものとする。

第1 実施体制

林野火災が発生した場合、町（消防機関を含む）が実施責任者となり、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第2 応急対策計画

1. 消防計画の樹立

(1) 地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

町は、地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成し、消防団等にあらかじめ配布しておく。

(2) 消防の出動と配分図

消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町村と協議しておく。

(3) 消防計画図の作成

町における消防計画のなかにも、林野火災消防計画図をとり入れるものとする。

2. 総合的消防体制の確立

(1) 警報連絡体制の確立

火災警報、その他気象情報が円滑適切に連絡できるようその体制を確立する。

(2) 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は応援を要請した町が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

(3) 防御機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておく。

(4) 地域自衛組織の整備

森林組合等地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。

(5) 防災訓練の実施

機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

(6) 広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

(7) 航空機による空中消火体制の整備

空からの消火については、県及び自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

3. 避難計画

町は人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

第4節 危険物等災害対策計画

● 計画の方針

危険物等による災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立する。

第1 危険物（消防法）

1. 実施体制

危険物施設の応急対策は、当該施設の管理者等が関係機関と協力して行うものとする。町は被害状況を把握し、施設の応急対策に協力するものとする。

2. 応急対策計画

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

ア 通報体制

(ア) 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

(イ) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。

イ 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

ウ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

(2) 町及びその他関係機関

災害の規模、態様に応じ、地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに応急対策を実施する。

第2 高圧ガス

1. 実施体制

危険物施設の応急対策は、当該施設の管理者等が関係機関と協力して行うものとする。町は被害状況を把握し、施設の応急対策に協力するものとする。

2. 応急対策計画

(1) 事業所等

ア 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡体制により防災関係機関に通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

エ 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

オ 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

(2) 町及びその他関係機関

町は、防災関係機関と連絡調整を図りながら、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

第3 火薬類

1. 実施体制

火薬類の応急対策は、当該施設の管理者等が関係機関と協力して行うものとする。

町は被害状況を把握し、施設の応急対策に協力するものとする。

2. 応急対策計画

(1) 事業所等

ア 緊急通報

火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

イ 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(2) 町及びその他関係機関

町は、防災関係機関と連絡調整を図りながら、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

第4 毒物劇物

1. 実施体制

毒物劇物の応急対策は、当該施設の管理者等が関係機関と協力して行うものとする。

町は被害状況を把握し、施設の応急対策に協力するものとする。

2. 応急対策計画

(1) 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

ア 通報

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、健康福祉センター、警察署、又は消防機関へ通報を行う。

イ 応急措置

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定に基づき、危害防止のため漏出防止、除外等の応急措置を講ずる。

(2) 町及びその他関係機関

町は、防災関係機関と連絡調整を図りながら、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

第5節 航空災害応急対策計画

● 計画の方針

町域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空災害」という。）が発生した場合、又は発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町は、県や防災関係機関等と連携して迅速かつ強力で事故災害応急対策を推進する。

第1 実施体制

航空会社は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、国、県、町、公共機関等と連携し、応急対策活動を行う。

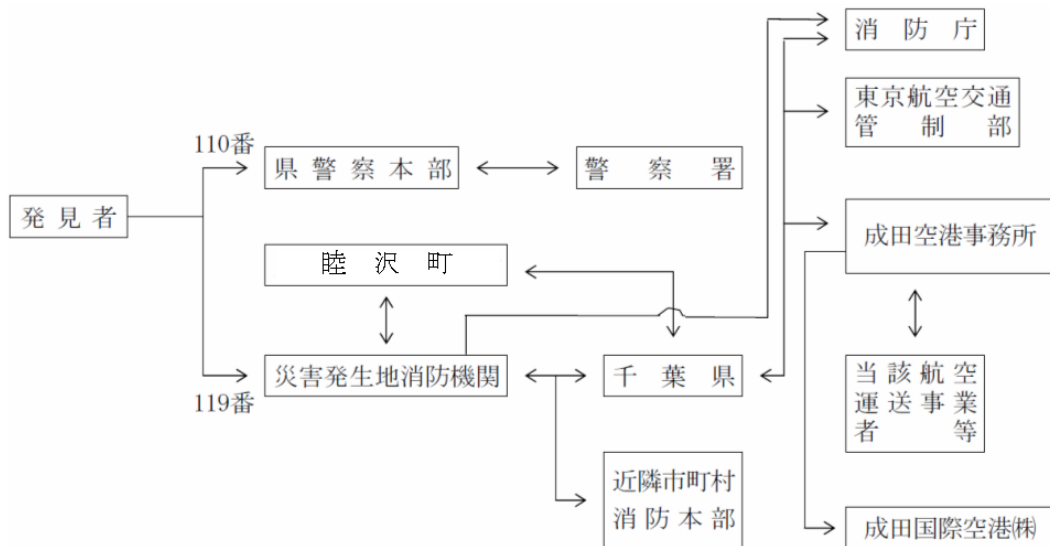
町長は、必要に応じて災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

第2 町の実施措置

1. 情報の収集・連絡

町内に航空災害が発生した場合においては、消防職員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。

■ 連絡系統図



2. 活動体制の確立

町は、後速やかに、職員の非常参集、情報連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置をとり、県の災害対策本部と緊密な連携のもとに効果的な活動を行う。

3. 広域応援活動

(1) 地方公共団体による広域的な応援体制

「第3章災害応急対策計画（震災対策編）第1節災害応急活動体制」に準ずる。

(2) 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

「第3章災害応急対策計画（震災対策編）第1節災害応急活動体制」に準ずる。

4. 捜索、救助、救急及び消火活動

(1) 捜索活動

町は、消防職員、消防団員等を動員し、捜索活動に当たるものとする。

(2) 消火救難活動

ア 航空災害に係る火災が発生した場合、消防機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

イ 航空災害に係る火災が発生した場合、町長及び消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

ウ 災害の規模等が大きく、本町消防機関限りでは対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求めるものとする。（千葉県消防相互応援協定による。）

(3) 救急・救助活動

ア 救出班の派遣

町は、乗客、地域住民等の救出のため、実施機関との協議に基づき救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

イ 救護班の派遣

負傷者の救護は、千葉県医師会、日本赤十字社千葉県支部などの協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急処置を施した後に、予め指定された医療機関に搬送する。

ウ 救護所の開設

町は、応急仮設救護所を開設し、重軽傷者に迅速な処置を図る。

(4) 救急、搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

5. 死体の収容

町は、死体の一時保存所、検案場所を設置し、死体の収容を行う。

6. 交通規制（警察）

航空災害が発生した場合、県警察は空港に通じる道路及び空港周辺道路又は災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。

7. 広報活動

町は航空会社及び警察等と協力して、災害応急対策実施の理解を求めため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行い、主な広報事項は次のとおりとする。

(1) 町及び関係機関の実施する応急対策の概要

(2) 避難の指示、勧告及び避難先の指示

- (3) 乗客及び乗務員の住所、氏名
- (4) 地域住民等への協力依頼
- (5) そのほか必要な事項

第6節 道路災害応急対策計画

● 計画の方針

町は、町内の道路において、大規模な道路災害が発生した場合に、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、人命の救出・救助活動や緊急輸送のための道路の啓開、通行の禁止又は制限など、被害の軽減又は拡大防止のため、県や道路管理者等との緊密な連携のもとに、交通機能の早期回復を図る。

第1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

1. 実施体制

道路の応急復旧対策は、当該施設の管理者が行う。

町の管理している道路の応急対策は、防災活動班が実施する。また、町は必要に応じ災害対策体制を執るものとする。

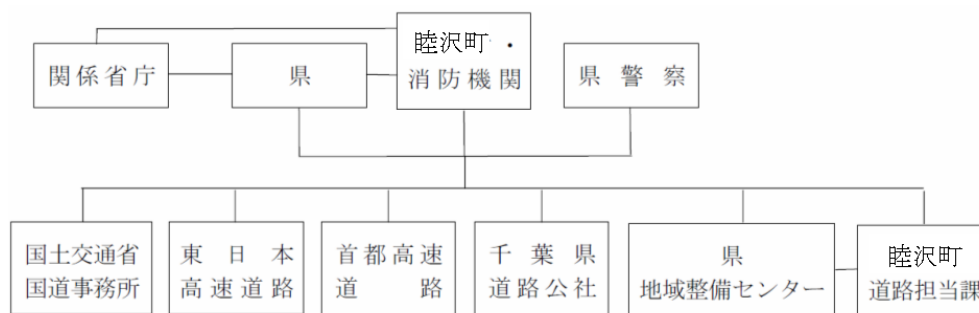
2. 応急対策計画

(1) 情報の収集・伝達

ア 関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、消防機関及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告するものとする。

イ 情報連絡系統



(2) 応急活動

ア 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制を執るものとする。また、町は必要に応じ災害対策本部等の体制を執るものとする。

イ 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実 施 内 容
警戒活動	道路管理者及び警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生の恐れがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
応急活動	町	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び町では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画

1. 実施体制

道路における危険物等の流出の応急復旧対策は、当該施設の管理者が行う。

町の管理している道路の応急対策は、まちづくり課が実施する。また、町は必要に応じ災害対策体制を執るものとする。

2. 応急対策計画

(1) 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達するものとする。

(2) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

(3) 交通規制

道路管理者及び警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

(4) 避難

町及び警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずるものとする。

(5) 広報

町及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報するものとする。

※危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。